

事業群評価調書(平成29年度実施)

| | | | |
|-------|---------------------|-----------|-----------|
| 基本戦略名 | 9 快適で安全・安心な暮らしをつくる | 事業群主管所属 | 環境部水環境対策課 |
| 施策名 | (5) 良好で快適な環境づくりの推進 | 課(室)長名 | 田口 陽一 |
| 事業群名 | 汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進 | 事業群関係課(室) | 地域環境課 |

1. 計画等概要

| | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|-----------|---------|---------|------|--|--|--|--|--|--|
| (長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、富栄養化対策が必要な水域については、下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。 | | | | | | (取組項目))下水道、浄化槽等の整備に対する支援)下水道施設の高度処理化の推進)工場・事業場の排水監視等による水環境の保全 | | | | | |
| 指 標 | | 最終目標(H32) | 目標(H28) | 実績(H28) | 達成率 | (進捗状況の分析) | | | | | |
| 事業群 | 汚水処理人口普及率 | 85% | 80.5% | 79.5% | 98% | 下水道、浄化槽等の整備に対する支援を実施した結果、平成28年度の汚水処理人口普及率は、昨年度より0.7%改善されたものの、平成28年度の目標値の98%にとどまっている。今後は、未普及対策に必要な国予算を確保し下水道整備とともに、浄化槽整備を促進することで目標達成を目指す。 | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | |
| 関連指標 | 水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率 | 85% | 78% | 85.5% | 109% | | | | | | |

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

| 取組項目 | 事務事業名 所管課(室)名 | 事業期間 | 事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円) | | | 事業対象 | 事業概要 28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容) | 指標(上段:活動指標、下段:成果指標) | | | | 28年度事業の成果等 | 中核事業 | |
|------|---------------------|--------|------------------------|---------|---------|-------|--|---------------------|--------------------|-------|-------|------------|---|-----|
| | | | H28実績 | 一般財源 | 人件費(参考) | | | 指標 | 主な目標 | H28目標 | H28実績 | | | 達成率 |
| | | | H29計画 | 一般財源 | 人件費(参考) | | | | | H29目標 | | | | |
| 取組項目 | 浄化槽設置整備費 | H3 | 245,246 | 245,246 | 6,032 | 市町 | 市町が国の交付金を活用して実施する浄化槽設置整備事業について、平成28年度は18市町へ助成した。 | 活動指標 | 浄化槽整備事業実施市町数(市町) | 19 | 18 | 94% | 県からの助成による支援で、市町の負担が減り、制度維持や上乘せ補助などの市町の積極的な制度運用が図られた結果、平成28年度に浄化槽1,790基が整備された。 | |
| | 水環境対策課 | | 292,287 | 291,856 | 6,056 | | | 成果指標 | 浄化槽に係る汚水処理人口普及率(%) | 13.8 | 13.7 | 99% | | |
| 取組項目 | 長崎県汚水処理総合交付金費 | H21 33 | 7,896 | 7,896 | 2,413 | 市町 | 平成29年度までに新たに汚水処理施設を整備する市町に対し、事業着手から5年間、事業費の5%から10%の範囲で助成しており、平成28年度は新たに1箇所を対象とした。 | 活動指標 | 啓発活動市町数(市町) | 5 | 7 | 140% | 事業着手から県が助成を行うことで、市町の財政的負担を軽減しているため、平成28年度に農業集落排水事業1箇所が新たに助成対象となった。 | |
| | 水環境対策課 | | 14,040 | 14,040 | 2,422 | | | 成果指標 | 汚水処理人口普及率(%) | 80.5 | 79.5 | 98% | | |
| 取組項目 | (特)大村湾南部流域下水道事業(公共) | H5 42 | 67,925 | 0 | | 大村湾流域 | 大村湾の中でも特に汚濁が著しい大村湾南部流域(津水湾)において、地域住民の生活環境の改善と公共水域の水質保全を図るため、下水道事業を実施しており、平成28年度に高度処理化の詳細設計を実施した。 | 活動指標 | 協議会等開催回数(回) | 5 | 5 | 100% | 高度処理化に向けて平成28年度に詳細設計を実施したことで、平成29年度からの工事実施につながった。 | |
| | 水環境対策課 | | 315,500 | 0 | | | | 成果指標 | 放流水質の遵守基準の達成率(%) | 100 | 100 | 100% | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|------|--------|--------|-------|--------------|---|------|----------------------------|-------|-------|------|--|
| 取組項目 | 環境監視測定費(水質) | S46- | 23,113 | 23,113 | 5,242 | 公共用水域 | 水質測定計画に基づき、県下の45水域96地点(河川37水域39地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。 | 活動指標 | 公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点) | 95 | 95 | 100% | 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 |
| | 地域環境課 | | 23,890 | 23,890 | 4,844 | | | 成果指標 | 環境基準達成状況の把握(%) | 100 | 100 | 100% | |
| | 工場監視指導費(水質) | S46- | 2,067 | 2,067 | 3,629 | 水質汚濁防止法特定施設等 | 特定施設、指定施設に対し立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等の確認を行った。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査を実施した。 | 活動指標 | 立入件数(件) | 1,296 | 1,620 | 125% | 水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき、立入検査を行い、法・条例に違反し又は違反する恐れのある場合は速やかな改善を指導し水環境の保全を図った。 |
| | 地域環境課 | | 2,664 | 2,664 | 3,229 | | | 成果指標 | 排水基準の遵守率(%) | 100 | 98 | 98% | |
| | 生活排水対策活動促進事業 | H12- | 1,102 | 1,102 | 1,613 | 生活排水 | 生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水対策重点地域の指定を受けた自治体(5市)が行う住民への啓発・普及事業への支援を行った。 | 活動指標 | 生活排水対策重点地域への県費補助金(市) | 5 | 5 | 100% | 自治体が実施した生活排水の普及・啓発活動を通じて地域住民の意識の向上を図った。 |
| | 地域環境課 | | 1,140 | 1,140 | 1,615 | | | 成果指標 | 補助対象水域の環境基準(COD)達成率(%) | 100 | 100 | 100% | |

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

1) 下水道、浄化槽等の整備に対する支援

・浄化槽の整備は、個人負担が多額になることから、国補助や県助成の他に市町単独の助成制度も設けるなど整備を促している。今後、市町の財政が厳しく、集合処理施設の新規導入が難しくなる中で、下水道未普及の市町を中心に浄化槽の普及率向上を促す取組みが必要である。

・県汚水処理総合交付金については、公共下水道や農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、市町村設置型浄化槽などを新たに着手した場合、事業費の5%～10%の範囲で県が助成しているが、現在まで2箇所しか活用がない状況である。

2) 下水道施設の高度処理化の推進

富栄養化の要因である窒素・リンを抑制するため、大村湾南部流域下水道の下水処理場で高度処理化を推進しており、平成29年度中に工事に着手し、平成31年度の高度処理化の一部運転開始を目指す。

3) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

・水質汚濁防止法に基づき、県下の45水域95地点で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、平成28年度は河川では環境基準の超過はなかったが、海域においては15地点で環境基準を超過していた。今後とも、公共用水域の水質汚濁状況について把握を行い、汚水処理施設の計画的な普及拡大等を図る必要がある。

・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、9件の違反があり改善指導を行った。いまだに排水基準超過事例が発見されており、公共用水域の水質汚濁を防止するうえで水質検査による監視は重要である。

・生活排水対策の必要性については、自治体が行う普及・啓発事業を通じ、一定の理解が得られ、下水道や浄化槽の導入等につながるなど、一定の成果は得られている。

4.29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

| 取組項目 | 事務事業名 | 29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載) | 30年度事業の実施に向けた方向性 | | |
|------|---------------------|--|------------------|---|-------|
| | | | 事業構築の視点 | 見直しの方向 | 見直し区分 |
| 取組項目 | 浄化槽設置整備費 | | | さらなる普及促進に向け、平成28年度に策定した県汚水処理構想において、下水道から浄化槽整備に編入した区域を含め、計画的な整備を促進させる手法について検討する。 | 改善 |
| | 長崎県汚水処理総合交付金 | | | 平成29年度までに新規着手した事業に対して、平成33年度までの5年間にわたり現行制度による助成を行い、汚水処理施設の整備促進を図ることとしている。 | 縮小 |
| 取組項目 | (特)大村湾南部流域下水道事業(公共) | - | - | 平成31年度に高度処理化の一部供用開始を目指し、建設工事に着手する。 | 現状維持 |
| 取組項目 | 環境監視測定費(水質) | | | 平成30年度は、過去の調査方法の見直し状況や蓄積した水質データなどの評価を行い、測定地点や測定回数を見直しを図る。 | 改善 |
| | 工場監視指導費(水質) | 水質汚濁防止法や未来環境条例では、県の事務として法や条例に基づく工場・事業場の監視・指導を行う必要があったことから効果的に法や条例に基づく監視・指導を行う。特に、他の地域と比べ依然として地下水の硝酸態窒素 ¹ の環境基準超過率が高い島原半島において、工場・事業場に対する立入検査や排水検査の回数を増やすなど、監視の強化を図る。 ¹ 硝酸態窒素とは 土壌や水、植物中のあらゆる場所に存在し、地下水や河川水を汚染することがある物質。 乳児の胃では一部が亜硝酸性窒素となり、酸素欠乏症を起こすことがある。 | | 一部の工場・事業場で排出基準の違反がっており、立入検査等の継続が必要である。引き続き法や条例に基づく監視・指導を効果的に行っていくこととし、排水基準が適用される工場・事業場を中心に立入検査を行い、排水の基準適合状況を確認する。 | 現状維持 |
| | 生活排水対策活動促進事業 | | | 生活排水対策重点地域自治体への支援については、H29年度で終了する予定であり、今後、他の関連事業との整理を行い、幅広い環境保全対策に取り組んで行く。 | 廃止 |